

「特別遺族給付金」に関する、大切なお知らせです。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が改正され、平成20年12月1日より施行されます。

①特別遺族給付金の
請求期限

平成24年3月27日までに
延長されました。

②特別遺族給付金の
支給対象

平成18年3月26日までに
亡くなった労働者のご遺族の
方へと拡大されました。

(注) 労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した場合に限られます。



①平成15年11月30日までに亡くなった場合

- 改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。

②平成15年12月1日から平成18年3月26日までに亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。
- ただし、改正石綿救済法の施行日(平成20年12月1日)以後、労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過したことにより時効で消滅した場合には、特別遺族給付金の支給対象となります。

③平成18年3月27日以降に亡くなった場合

- 労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅しますので、お早めに請求手続きを行ってください。

特別遺族給付金の詳細については、三重労働局労災補償課(TEL059-226-2109)又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

救済給付(環境保全再生機構から給付)についても改正が行われました。

☆改正の内容についてはこちらをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/kaisei080618/index.html>

☆救済給付の手続きは、独立行政法人環境保全再生機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

【お問い合わせ】 ☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

※救済給付との同時請求について

石綿を原因とする病気について、その原因が仕事によるものであるのか仕事以外のものであるのか分からない場合、特別遺族給付金の請求と救済給付の申請、あるいは労災保険法に基づく請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。